



いしかわ動物園「トキ里山館」

- 所在地：石川県能美市徳山町地内
- 事業主：石川県
- 設計者：榑都市計画研究所
- 施工者：中東・船山建設・松浦建設
特定建設工事共同企業体

Contents

事業紹介

北陸農政局新潟支局の耐震改修等整備（平成28年度完成施設）	【営繕部 整備課】	2
（仮称）富山中央警察署新築工事	【富山県 土木部 営繕課】	3

トピックス

「官公庁施設整備における発注者のあり方について」（答申）	【営繕部 計画課】	4
ガスの自由化（4月1日より開始）	【営繕部 技術・評価課, 保全指導・監督室】	5

情報ホットライン

公共建築に関する情報発信	【営繕部 保全指導・監督室】	6
--------------	----------------	-------	---

北陸農政局新潟支局の耐震改修等整備 (平成28年度完成施設)

(営繕部 整備課)

1 耐震改修等経緯

- 北陸農政局新潟支局庁舎の総合耐震診断結果により、構造体の耐震性能を満たしていないことが判明したため、耐震改修を行いました。

また、築後約39年を経過しているため、内部の老朽化が著しくなり、合わせて改修を行いました。

2 耐震改修等整備内容

- 北陸農政局新潟支局庁舎の耐震改修方式は、外壁部分を鉄骨ブレースにより補強を行い、一部の梁部分に連続繊維シート巻きによる補強を合わせて行いました。

また、外壁塗材にアスベストが含有されていたため、高圧水によるアスベスト除去を行いました。

3 改修工事で考慮した内容

- 今回の耐震改修工事は、本館庁舎が隣接しているため、執務に大きな支障（騒音・振動・粉塵等）をきたさないように低騒音・低振動のコアドリルを採用しました。

また、外部足場について、今回二度の組み立て解体が必要になるため、軽量で積載運搬効率が良い工法を採用しました。

耐震改修工事着工前

北陸農政局新潟支局庁舎
(既設)

耐震改修施工後

北陸農政局新潟支局庁舎
(完成)

■施設概要■

- 構造・規模 鉄筋コンクリート造
地上3階建
延べ面積 498㎡
- 施工者 (株)新潟藤田組

(仮称)富山中央警察署新築工事

(富山県 土木部 営繕課)

1. 事業の概要

(仮称)富山中央警察署は、富山市内の新幹線開業に伴う治安への影響や、小規模警察署の初動対応力、夜間警備力等の問題、また、耐震力不足・老朽化(築40数年)・狭隘化等の問題により富山市内警察署再編計画に基づき、別地での建替えを行いました。

2. 整備方針

(仮称)富山中央警察署は、以下の6つの理念に基づき整備を行いました。

- (1) 北陸新幹線開業に伴う治安情勢の変化に対応できる施設
- (2) 中心市街地に位置し、中核警察署としてふさわしい機能を有する施設
- (3) 地域の治安、災害拠点として警察活動を維持する機能を有する施設
- (4) 来庁者の利便性に配慮し、安心感・親近感を持てる施設
- (5) 環境にやさしく、経済性に優れた施設
- (6) 周辺環境との調和



免震ピット



太陽光パネル

3. 災害拠点としての機能

今回の(仮称)富山中央警察署新築工事では、地震等の災害が発生した際に、地域の治安、災害拠点として警察活動を維持するために、免震構造を採用しました。

免震装置には様々な種類がありますが、(仮称)富山中央警察署新築工事では、建物を支え建物の位置を元に戻す「積層ゴム」、「すべり支承」と建物の揺れを抑える「オイルダンパー」を採用しています。

また、非常用発電機や太陽光発電設備を設置しており、停電時にも数日間電力を自給できる設備を有しています。



(仮称)富山中央警察署竣工時外観

■施設概要■

- 所在地 富山市赤江町5番1
- 構造規模 RC造 一部S造 免震構造
地上8階建
- 延べ面積 8,525.08㎡
- 工期 平成27年3月～平成29年2月
- 設計監理 福見建築設計事務所
- 施工者 佐藤工業・日本海建興・辻建設共同
企業体



積層ゴム(平常時)



積層ゴム(地震時)

「官公庁施設整備における発注者のあり方について」(答申) —公共建築工事の発注者の役割— ～社会資本整備審議会～

(営繕部 計画課)

平成29年1月20日、国土交通大臣宛てに、社会資本整備審議会（会長：三村明夫新日鐵住金（株）相談役名誉会長、日本商工会議所会頭）から「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申をいただきました。

答申では、公共建築工事の「発注者の役割」を明確にするとともに「その役割を果たすための方策」が提言されており、全ての公共建築工事の発注者（国及び地方公共団体）へ向けた内容となっています。

なお、この答申は、国土交通大臣が平成28年6月20日付けで行った諮問に対するものであり、建築分科会官公庁施設部会（部会長：大森文彦東洋大学法学部教授、弁護士）において4回の審議を経て取りまとめられたものです。

< 答申のポイント >

○ これまで十分に整理されていなかった「公共建築工事における発注者の役割」を明確化※

※ 民間建築工事や公共土木工事と対比した「公共建築工事の特徴」を踏まえて整理

■ 発注者の役割

①公共建築工事の企画・予算措置を行う部局※との連携

企画・予算措置の段階（工事の大枠の条件が決定）で、国民から見て過不足のない公共建築としての品質が確保されるよう技術的な助言を行うなど連携。

※ 公共建築工事は、建築物を所管し工事の企画・予算措置を行う部局（事業部局）と発注者の発注業務を担当する部局（発注部局）とが異なる場合が多い。

②公共建築工事の発注と実施

多種多様な諸条件（事業部局、国民、政策、利用者、近隣住民、現場状況等）を過不足なく把握し、相反・相互矛盾なく明確な発注条件（設計業務、工事等）を作成し、工事を実施。

○ 「公共建築工事の発注者が役割を果たすための方策（国土交通省の取組）」を提言

【発注者の役割の共有化】○発注者の役割の「解説書」を作成※、発注者への普及・浸透

【発注者の業務の効率化】○技術基準等の整備・活用、研修等による人材育成の促進

【個別工事の支援】○発注者支援に関する環境整備、相談窓口の活用促進

※「解説書」については、作成次第、国土交通省ホームページにおいて公表

(国土交通省ホームページ)

http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s203_shisetsu01.html

ガスの自由化

(営繕部 技術・評価課&保全指導・監督室)

都市ガスの小売自由化は、1995年に大口利用者を対象とした、小売事業の部分自由化を開始しました。**2017年4月1日からは、家庭を含む全ての都市ガスの利用者が、ガス小売事業者登録者より供給元を選択することが、可能になりました。**

1. 自由化のメリット

都市ガス自由化により、様々な事業者が、都市ガスの小売市場に参入し、様々な料金メニュー・サービスがあり、ガスと電気の組み合わせによるセット割引などによる利用が、可能になります。

2. 登録ガス小売事業者

ガス小売事業者として、登録を行った者には、供給予定地域があり、契約可能地域であるか、確認する必要があります。現在、新潟県・富山県・石川県において、登録されたガス小売事業者は少ない状況です。ガス小売事業者の一覧は、電力・ガス取引監視等委員会ホームページに掲載していますので、ご覧下さい。

http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/gas/liberalization/entry/#list

3. 契約する際の注意点

ガス小売事業者は、契約を結ぶ際に消費者に対し、ガス料金などの書面を渡して、説明することが義務付けられています。契約を結ぶ際、下記の事項などに、ご注意下さい。

- ・ガスを供給はいつからか？
- ・契約期間は何時から何時までか？
- ・毎月のガス料金はいくらか？
- ・毎月のガス料金の算定方法は？
- ・契約期間満了後の契約更新などの手続きは？
- ・ガス管の敷設工事が必要か？
- ・ガス管の敷設工事が必要な場合、消費者が負担する費用は、いくらか？
- ・ガス管の敷設工事の、消費者負担分の支払い方法は？
- ・契約期間内の解約の制約は？
- ・契約を解約する場合、設備費・消費機器のリースなどを含め、解約手数料などは発生するか？
- ・解約手数料が発生した場合、いくらか？
- ・ガス料金、セット割日などの割引は？
- ・ガス料金などの割引額、割引期間は？

4. 都市ガス自由化の「Q&A」

Q: 契約手続きを何もしないと、ガスの供給は？

A: これまでどおり、一般ガス事業者（都市ガス会社）や簡易ガス事業者から、ガスの供給を受けることになります。4月1日以降は、ガス小売事業者に説明義務・書面交付義務が課されていますので、消費者としては、当該説明等を受けて、契約変更に応じるか、他のガス小売事業者や、オール電化・LPガスへの切替えを検討することになります。

Q: 新しい小売事業者と契約した場合、ガスの品質（火力等）の影響があるのでしょうか

A: ガスそのものの、品質は変わりません。

Q: 小売事業者を切り替えたい時の連絡は？

A: 新しく契約しようとしている小売事業者に連絡し、オール電化やLPガスを使用している場合、切り替え前の事業者に、連絡する必要があります。

Q: ガスの自由化は、新規参入が少なく選べないのでしょうか？

A: ガスは電力と比較して、新規参入者の数が少ない状況ですが、参入のない地域でも、既存の事業者の自由料金メニューやLPガスへの切り替えが可能です。また、オール電化に切り替えることも可能です。

Q: 小売事業者を切り替える時に、必要な個人情報がありますか？

A: ①契約者の氏名、②現在契約をしているガス会社（切り替える前の購入先）の名称、③お客様番号、④供給地点特定番号（メーター番号）、⑤切り替え希望日などが必要になります。

Q: 地域のガス事業者に、小売料金規制の経過措置がかかるか否かは、どこで確認できるのか？

A: 経済産業省や各地方経済産業局のホームページ等にて掲載予定です。

電力・ガス取引監視等委員会では、ガス小売全面自由化に関する消費者向けのQ&Aを作成し、ホームページに掲載していますので、ご覧下さい。

<http://www.emsc.meti.go.jp/info/faqg/index.html>

5. 相談窓口

電力・ガス取引監視等委員会では、電力・ガス・熱の適正取引の確保の観点から、相談窓口を設置し、消費者の皆様が小売供給契約を結ぶ際の、トラブル等のご相談に応じています。

電力・ガス取引監視等委員会 相談窓口

TEL: 03-3501-5725 (直通)

(受付時間 9:30-12:00、13:00-18:30)

E-mail: dentorii@meti.go.jp

公共建築に関する情報発信

(営繕部 保全指導・監督室)

■平成29年度

「北陸地区保全実務担当者講習会」

(BIMMS-N操作説明会)の開催について

「北陸地区保全実務担当者講習会」は、施設管理担当者として庁舎等の保全の実務にあたり必要な知識等を得ることを目的に、開催しています。平成29年度は、新潟市、富山市及び金沢市において、6月に下記の内容で、開催を予定しています。

- ①保全について (概要)
- ②北陸地整管内の保全の現況
- ③国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)
- ④官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)の概要
- ⑤官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)の演習

「北陸地区保全実務担当者講習会」では、営繕部保全指導・監督室や金沢営繕事務所の担当者による北陸地整管内の保全状況の報告や、BIMMS-Nの操作説明の後、実際にPCを用いて操作の習得を目的に、演習を行う予定です。

■平成29年度

「北陸地区営繕主管課長会議」

の開催について

6月14・15日に北陸地方整備局を会場として、平成29年度「北陸地区営繕主管課長会議(前期)」の開催を予定しています。

北陸地方整備局からの情報提供と、新潟県、富山県、石川県及び新潟市からの、提出議題に対する意見交換等が予定されています。

■平成29年度

「北陸地区官庁施設保全連絡会議」

の開催について

「北陸地区官庁施設保全連絡会議」は、国家機関の建築物の保全業務を担当している施設管理担当者に対して、保全業務の現況と課題等の情報提供及び、意見交換を行うことを目的として、開催しています。平成29年度は、新潟市、富山市及び金沢市において、7月に下記の内容で、開催を予定しています。

- ①北陸地整管内の保全の現況
- ②国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)
- ③建築基準法の改正に伴う定期報告・定期点検制度等について
- ④平成29年度建築保全業務労務単価、平成29年度各所修繕費要求単価、庁舎維持管理費要求単価等について
- ⑤その他情報提供

会議会場の庁舎を使用して、営繕部保全指導・監督室や、金沢営繕事務所の担当者による官公法の点検や、注意点等を確認するなど、法律に基づく点検について、体験講習を行う予定です。



平成28年度の講習の状況

■発注情報メール配信のサービス内容

北陸地方整備局営繕部及び北陸地方整備局金沢営繕事務所では、営繕工事・業務の最新の調達情報をいち早く入札参加を検討される方々にお届けしていくため「**官庁営繕部発注情報メール配信サービス**」を**試行**しています。**公告日に登録されたメールアドレスに配信**されます。**無料でご利用**いただけますので、是非ご登録ください。

1. 対象となる発注機関と工事・業務種別

①発注機関

国土交通省大臣官房官庁営繕部、
北陸地方整備局営繕部、金沢営繕事務所、
北海道開発局営繕部、
各地方整備局営繕部及び営繕事務所、
沖縄総合事務局開発建設部営繕課

②工事種別

建築、電気設備、暖冷房衛生設備、
機械設備（エレベーター）等

③業務種別

設計、工事監理、調査検討、
測量・敷地調査

2. 登録方法

北陸地方整備局営繕部のホームページにアクセスし、表示に従い、登録を行ってください。PC、タブレット、スマートフォン、携帯電話いずれの端末からも登録できます。登録は無料です。

<http://www.hrr.mlit.go.jp/eizen/index.html>



3. メール配信される発注情報

- ①工事名称または業務名称
 - ②工事種別、工事の等級区分、施工場所または、業務種別
 - ③技術資料（工事）、参加表明書（業務）の提出締切日となります。
- なお、正式な内容は入札情報サービスにて、ご確認下さい。

<http://www.i-ppi.jp>

■QRコードが利用できます

北陸地方整備局営繕部のホームページ「QRコード」を作成しました。ご利用下さい



■保全マネジメントシステム(BIMMS)

導入・活用事例集について

国土交通省では、市町村による公共建築物の個別施設計画策定（平成32年度までに策定）を支援するため、個別施設計画を容易に作成できるBIMMSについて、地方公共団体が導入時に検討した内容や、活用状況をまとめた事例集を、官庁営繕部ホームページに掲載していますので、ご覧下さい。

<http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild.tk3.000025.html>

■工事・業務発注見通し及び入札公告に関する工事概要について

北陸地方整備局営繕部及び、北陸地方整備局金沢営繕事務所における工事・業務発注見通し及び工事概要は、下記ホームページに掲載していますのでご覧下さい。

北陸地方整備局営繕部

<http://www.hrr.mlit.go.jp/eizen/index.html>

北陸地方整備局金沢営繕事務所

<http://www.hrr.mlit.go.jp/kanazawaeizen/>

■『国土交通省が、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のために実施すべき措置について定める計画』

平成29年3月22日決定

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき策定された政府全体の実行計画（平成28年5月13日閣議決定）では、建築物の建築・管理、財・サービスの購入・使用、その他の事務及び事業に関し、率先的な取組を実施することとしており、また、関係府省は、自ら実行する措置を定めた「実施計画」を策定することとしています。これを受け、今般、国土交通省は、実施計画を取りまとめ決定しました。実施計画では、温室効果ガス総排出量について、2013年度を基準として、2030年度までに40%削減することとし、また、中間目標として、2020年度までに10%削減を目指すこととしています。

官庁営繕部ホームページに、掲載していますのでご覧下さい。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_fr_000137.html

■「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正について

国土交通省では、すべての建築物が利用者にとって、使いやすいものとして、整備されることを目的に設計者をはじめ、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して、適切な設計情報を提供するバリアフリー設計のガイドラインとして、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（以下「建築設計標準」という。）を策定しています。

前回の建築設計標準の改正から4年が経過し、その間、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催決定や、障害者権利条約の批准、障害者差別解消法の施行、観光立国推進による訪日外国人旅行者の増加、高齢化の進行など、社会情勢は大きく変化しており、建築物の一層のバリアフリー化が求められています。

このような背景から、全国の建築物におけるバリアフリー化を一層進めるため、建築設計標準の次の内容を中心に、改正を行いました。

国土交通省ホームページに、掲載していますのでご覧下さい。

http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000658.html

■官庁営繕の「Q&A」

国土交通省では、これまでに寄せられた相談を踏まえ、主な相談と回答をまとめた「Q&A」、公共建築の品質確保を図るための技術基準及びマニュアルを、官庁営繕部ホームページに掲載していますのでご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000063.html

■ 出前講座

北陸地方整備局では、行政の透明性の向上と、国民との対話を重視したコミュニケーション型国土行政の推進に向けた、種々の取り組みのひとつとして、職員が直接、国土交通省の施策内容や地域の方向性等について、話をさせていただくとともに、地域の各種ニーズや生の声を聞かせていただき、行政にも反映させていくために、『出前講座』を実施しています。

『出前講座』の利用方法や講座のメニュー等を、下記ホームページに掲載しています。

お気軽にご相談ください。

<http://www.hrr.mlit.go.jp/tiiki/manaviva/index.html>

■ 施工管理技術検定試験合格証明書の

申請手続きについて

合格証明書の申請手続きについて、北陸地方整備局営繕部ホームページに掲載していますので、ご覧下さい。

<http://www.hrr.mlit.go.jp/eizen/index.html>

北陸地方整備局営繕部は、新潟県、富山県及び石川県在住の方の下記資格について、再交付・書き換え窓口となっています。

資格名	受付担当課	電話番号
建築施工管理技士		
電気工事施工管理技士	営繕部 計画課	025-280-8880 (代表)
管工事施工管理技士		

■ 公共建築相談窓口

北陸地方整備局営繕部では、公共建築に関する技術基準の運用等、公共建築に関する技術的な相談を幅広く受け付けるための「公共建築相談窓口」を設置しています。

この窓口では、公共建築工事の円滑な施工確保の取組として、公共建築工事の予定価格設定等に関する相談の受付も行っています。

お気軽にご相談ください。

○ 北陸地方整備局営繕部計画課

TEL: 025-280-8880 (内線5153)

(保全関連は内線5512)

FAX: 025-370-6504

e-mail: pb-soudan@pop.hrr.mlit.go.jp

メールでのお問い合わせの場合は、機関名または会社名と担当者等をご記入下さい。

○ 北陸地方整備局金沢営繕事務所技術課

TEL: 076-263-4585

FAX: 076-231-6369

えいぜん通信@北陸 平成29年4月発行



北陸地方整備局営繕部

ホームページアドレス

北陸地方整備局金沢営繕事務所

ホームページアドレス

TEL025-280-8880(代表)FAX 025-370-6504

<http://www.hrr.mlit.go.jp/eizen/index.html>

TEL076-263-4585(代表)FAX 076-231-6369

<http://www.hrr.mlit.go.jp/kanazawaeizen/>



『えいぜん通信@北陸』は、公共建築に関する取り組みを情報発信しています。

北陸地方整備局のホームページで北陸地方整備局営繕部及び金沢営繕事務所の業務全般及び『えいぜん通信@北陸』を紹介しております。どうぞ、ご覧ください。